

札幌第 23090 号
令和 4 年（2022 年）1 月 24 日

市内障害福祉サービス事業所等 管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部
自立支援担当課長

令和 4 年度から適用となる制度について

日ごろより、本市の障がい福祉事業にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。さて、令和 3 年度の制度改正等に伴う経過措置の取扱いが満了となり、下記の通り令和 4 年度から適用となる制度がございますので、ご対応くださいますようお願いいたします。

記

1 サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サービス管理責任者等」という。）について、サービス管理責任者等に必要な実務経験年数を満たした者（※）が、平成 31 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに、サービス管理責任者基礎研修または児童発達支援管理責任者基礎研修を修了し、かつ相談支援従事者初任者研修（講義部分）を修了した場合（以下、「基礎研修修了者」という。）、基礎研修修了者となった日から 3 年を経過する日までの間は、当該実務経験者をサービス管理責任者等とみなす経過措置の取扱いが終了となります。

※基礎研修修了後に、上記期間中に実務経験年数を満たした者も含む。

2 虐待の発生またはその再発を防止するため、①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果に従業者に周知徹底を図ること、②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること、③虐待防止のための担当者（※）を配置することが、1 年間の経過措置期間（令和 3 年 4 月 1 日から）を経て、令和 4 年 4 月 1 日から義務化されます。

※サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者、相談系サービス（地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）は相談支援専門員が該当となります。

3 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）の適正化を図るため、①身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果に従業者に周知徹底を図ること、②身体拘束等の適正化のための指針を整備すること、③従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施することが、1 年間の経過措置期間（令和 3 年 4 月 1 日から）を経て、令和 4 年 4 月 1 日から義務化されます。

4 その他

- (1) 上記1の経過措置対象者については、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間に、サービス管理責任者実践研修または児童発達支援管理責任者実践研修（以下、「実践研修」という。）を修了する必要があります。なお当該期間中に、実践研修を受講しなかった場合は、再度基礎研修からやり直す必要がありますので、ご注意ください。
- (2) 令和4年度以降に基礎研修修了者となった場合は、実践研修も修了しなければ、サービス管理責任者等として配置することは出来ません。
- (3) 研修の開催に関することは、北海道障がい者保健福祉課にお問合せください。
- (4) 上記2に伴い、運営規程における「虐待の防止のための措置に関する事項」において、「虐待防止委員会の設置等に関すること」という文言の追加が必須となります。については、運営規程の変更届（※）をご提出願います。

※変更届の提出について

https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshasitei/9_henkoutodoke.html

5 参考資料

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（令和3年3月改正）

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/documents/07kaisyakusyougaihukushi.pdf>

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（令和3年3月改正）

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/documents/12kaisyakutuusyoshien.pdf>

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf>

※身体拘束等の具体的な内容や、やむを得ず身体拘束等を行う場合の留意点等も掲載されております

以上

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
事業者指定担当係
メール：jigyousyasitei@city.sapporo.jp
TEL：011-211-2938 FAX：011-218-5181